

平成 2 7 年 3 月 3 日

第 1 回 瑞浪市議会定例会会議録（第 3 号）

議 事 日 程 （第 1 号）

平成27年 3 月 3 日（火曜日）午前 9 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 承第 1 号 専決処分の承認について（平成26年度専第 8 号 瑞浪市土砂災害防止対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 3 議第 2 号 瑞浪市まちづくり基本条例の制定について
- 日程第 4 議第 3 号 瑞浪市市民まちづくり会議設置条例の制定について
- 日程第 5 議第 4 号 瑞浪市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第 5 号 瑞浪市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第 6 号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第 7 号 瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第 8 号 瑞浪市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議第 9 号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第10号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第11号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第12号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第13号 瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第14号 瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第15号 瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第17 議第16号 瑞浪市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第17号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第18号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第19号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第20号 北野辺地に係る総合整備計画の策定について

- 日程第22 議第21号 訴えの提起について
- 日程第23 議第22号 市道路線の廃止について
- 日程第24 議第23号 市道路線の認定について
- 日程第25 議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第26 議第26号 平成26年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議第27号 平成26年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議第28号 平成26年度瑞浪中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議第29号 平成26年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議第30号 平成26年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算
- 日程第32 議第32号 平成27年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第33 議第33号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第34 議第34号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算
- 日程第35 議第35号 平成27年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第36 議第36号 平成27年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第37 議第37号 平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算
- 日程第38 議第38号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計予算
- 日程第39 議第39号 平成27年度瑞浪市水道事業会計予算
- 日程第40 発議第2号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 承第1号 専決処分の承認について（平成26年度専第8号 瑞浪市土砂災害防止対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第3 議第2号 瑞浪市まちづくり基本条例の制定について
- 第4 議第3号 瑞浪市市民まちづくり会議設置条例の制定について
- 第5 議第4号 瑞浪市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第5号 瑞浪市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第6号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第7号 瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第8号 瑞浪市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第10 議第9号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第10号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 第12 議第11号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第12号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第13号 瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第14号 瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第15号 瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 第17 議第16号 瑞浪市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議第17号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議第18号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議第19号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第20号 北野辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第22 議第21号 訴えの提起について
- 第23 議第22号 市道路線の廃止について
- 第24 議第23号 市道路線の認定について
- 第25 議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）
- 第26 議第26号 平成26年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議第27号 平成26年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議第28号 平成26年度瑞浪中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第29 議第29号 平成26年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第30 議第30号 平成26年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第31 議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算
- 第32 議第32号 平成27年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第33 議第33号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算
- 第34 議第34号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算
- 第35 議第35号 平成27年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算
- 第36 議第36号 平成27年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計予算
- 第37 議第37号 平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算
- 第38 議第38号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計予算
- 第39 議第39号 平成27年度瑞浪市水道事業会計予算

出席議員（16名）

1番	樋田 翔太	2番	小川 祐輝
3番	渡邊 康弘	4番	大久保 京子
5番	小木曾 光佐子	6番	成瀬 徳夫
7番	榛葉 利広	8番	熊谷 隆男
9番	石川 文俊	10番	加藤 輔之
11番	大島 正弘	12番	水野 和昭
13番	熊澤 清和	14番	舘林 辰郎
15番	柴田 増三	16番	成重 隆志

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職、氏名

市長	水野 光二	副市長	勝 康弘
総務部長	水野 正	まちづくり推進部長	渡邊 俊美
民生部長	伊藤 明芳	民生部次長	正村 京司
経済部長	遠藤 三知郎	経済部次長	棚橋 武己
建設部長	石田 智久	建設部次長	大山 一男
会計管理者	鈴木 康晴	消防長	有我 俊春
総務課長	加藤 誠二	秘書課長	正村 和英
教育長	平林 道博	教育委員会事務局長	伊藤 正徳
教育委員会事務局次長	小栗 茂	企画政策課長	小栗 英雄
税務課長	宮本 朗光	市民課長	小木曾 松枝
市民協働課長	鈴木 創造	生活安全課長	北山 卓見
高齢福祉課長	南波 昇	保険年金課長	伊藤 和久
健康づくり課長	成瀬 良美	農林課長	景山 博之
商工課長	成瀬 篤	環境課長	市川 靖則
クリーンセンター所長	横田 洋介	土木課長	木村 伸哉
都市計画課長	草野 順一	浄化センター所長	山内 雅彦
教育総務課長	酒井 浩二	社会教育課長	土屋 泰次郎
スポーツ文化課長	工藤 将哉	学校給食センター所長	土本 典史
選挙管理委員会書記長補佐	日比野 茂雄	消防総務課長	小倉 秀亀
警防課長	足立 憲二	予防課長	大津 英夫

消 防 署 長 小 木 曾 一 喜

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 可 知 勝 宏
書 記 加 藤 百合子

事務局総務課長 奥 村 勝 彦
書 記 奥 村 香 織

○議長（熊谷隆男君）

皆さん、おはようございます。

本議会が開会しまして一週間になりますけども、これから実質的な審議に入りますので、よろしくをお願いします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

1番 樋田翔太君。

○1番（樋田翔太君）

本定例会の初日、2月23日の副議長選挙の折、適切ではないと思われる発言をいたしましたため、私の発言の取り消しをお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今、樋田議員から発言の取り消しの申し出がありましたので、精査の上、取り扱いを決めさせていただきますので、お願いいたします。

それでは、本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

○議長（熊谷隆男君）

初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において10番 加藤輔之君と、11番 大島正弘君の2名を指名します。

○議長（熊谷隆男君）

日程第2、承第1号 専決処分の承認について（平成26年度専第8号 瑞浪市土砂災害防止対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

これより、本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております承第1号については、委員会付託を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、承第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第3、議第2号 瑞浪市まちづくり基本条例の制定についてを議題といたします。

これより、本議案について質疑を行います。

質疑の通告があります。

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

答弁者には、まちづくり推進部長をお願いいたします。

2つの要旨を用意しておりますが、まず最初でございます。

なぜ、この要旨をお聞きするかと申しますと、土岐市には織部、可児市には志野とかいう伝統ある工芸品が受け継がれているわけでございますが、瑞浪市において、私には思い当たる節がございません。なぜこの室町時代という名称が出てきたかも、ちょっと疑問に感じて、このような質問をさせていただきます。

前文で、「室町時代からの伝統を誇る陶磁器のまち」とあるが、本市において、何をもって伝統というのか。また、何が誇れるのかをお尋ねいたします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 渡邊俊美君。

○まちづくり推進部長（渡邊俊美君）

おはようございます。大島議員ご質問の、瑞浪市まちづくり基本条例の前文でございますけれども、「室町時代からの伝統を誇る陶磁器のまち」とあるが、本市においては何をもって伝統というのか、また、何が誇れるかについてでございますけれども、まず、当地方の焼き物の歴史は平安時代までさかのぼると言われております。醍醐天皇の勅により、905年から編集が始まりました「延喜式」。これは当時の法を運用する定め、細則のようなものでございますけれども、この「延喜式」には、「陶器調貢の国」と記されておまして、焼き物の記述がございます。

当地では、室町時代に武蔵国から加藤左衛門尉景信が陶町の大川に移り住み、大川窯を開いたのが始まりと言われております。

また、焼き物が独自の美濃焼としてこの地に開花したのが、室町後期から安土・桃山時代にかけてと言われております。

大川地区には窯跡群として、大窯、連房式窯という2つの形の窯が確認されております。安土・桃山時代には、生産を行っていたことが明らかになっております。

前文の第1段落は、市の地勢や歴史、文化、産業について触れていますが、市の地場産業である陶磁器についての記載にあたっては、古くから先端的な技術を取り入れ、独自の製法を追及し、伝えてきたという伝統と、市の産業を支えてきたという事実を誇りとして、「室町から伝統を誇る陶磁器のまち」という表現にさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

よろしいですか。

○11番（大島正弘君）

はい、結構です。

○議長（熊谷隆男君）

それでは、次の。

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

次でございますが、第17条第3項で、ページでいきますと8ページだと思いますが、「市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします」とあるが、市外に居住する職員についてはどのような自覚と責務が課せられているかをお尋ねいたします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 渡邊俊美君。

○まちづくり推進部長（渡邊俊美君）

それでは、議員ご質問の、市外に居住する職員についてはどのような自覚と責務が課せられているかでございますけども、まちづくり基本条例では、第2条第1項で、市民を「市の区域内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市の区域内において事業若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいいます」としており、市外に居住する個人でも、通勤、通学する個人は、市民として定義しております。

ご質問の第17条第3項につきましては、「市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします」となっております。市外に居住する職員も同様に、市民として責務を果たすこととしておりますので、よろしく申し上げます。

また、市では、平成20年2月に市民と行政の協働によるまちづくりを推進するために、「夢づくり地域活動支援室を設置する訓令」を定めております。この訓令では、行政連絡支援職員を配置し、担当地区の地域と行政の連絡及び地域情報の収集を行うものとしております。具体的には広報の配布ですとか、地域イベントへの参加、地域の危険箇所などの市の担当部署への報告などを行っております。

この行政連絡支援職員は、全職員を市内8地区に配置しており、市外に住む職員についても、8地区のいずれかに配置しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ただ今の説明の中で、「地域活動支援室」という言葉が出てきたわけですが、私にとりましては少しなじみの薄い言葉で、いま一度その地域活動支援室の詳細な説明をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 渡邊俊美君。

○まちづくり推進部長（渡邊俊美君）

この地域活動支援室は、「夢づくり地域活動支援室を設置する訓令」に規定してございます。

所掌事務としましては、行政と地域との連絡及び地域情報の収集に関すること、区長会、まちづくり組織の円滑な運営、活動の助言、情報提供に関すること、区長会、まちづくり組織の活動と全市的な施策との調整に関することなどが所掌事務となっております。

先ほどの述べましたが、これは平成20年2月より、全職員を各地域に配置しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、大島正弘君の質疑を終わります。

これをもちまして、通告による質疑を終わります。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第2号については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第4、議第3号 瑞浪市市民まちづくり会議設置条例の制定についてから、日程第10、議第9号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定についてまでの7議案を一括議題といたします。

これより、本7議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第3号から議第9号までの7議案については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第11、議第10号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、本議案について質疑を行います。

質疑の通告があります。

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

それでは、質問をします。

議第10号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質問をいたします。

質問の内容については、議案資料で質問をさせていただきます。議案資料の17ページになります。

今回の介護保険条例の一部改正は、基本的には大幅な国の介護保険法の改定から、それに準じて、本市の条例の改正をされるわけでございます。

一番問題になるのは、やはり第2条のところの保険料率の改定ではないかと思っておりますけれども、きょうの私の質問は、その第2条の中の第2項について質問をいたします。

この第2項のところの、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額期間にかかわる、前項第1号に該当する者の、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、別に規則で定める額とするとしておりますけれども、ここの内容が全く先がどういうことになるか見えてきませんので、そのことについてお伺いいたします。

ここで言っている第1号被保険者に対する保険料というのは、旧保険料が年間2万7,100円から、今回2万9,400円になるという、こういう提案が条文でされておりますけれども、これが第2項のところが変わるということになるわけですが、それが平成27年から平成29年にわたっては別の規則を定めて、それでやるということに、そういう条文だというふうに文面では理解ができるわけですが、その内容が、この文面だけでは具体的にどうなるか全くわかりません。

まあ、今回の国がやっています税と社会保障改革の中の消費税値上げの延期の問題から、問題が発生しているのではないかと思っておりますけれども、この延期の問題も今後どうなるかわかっていない。これが大きな関係になってくると思っております。

それで、条文だけ見れば、1号被保険者は年間2万9,400円になるよということであるが、そうでもないよということをご自分で言っておるわけだと思っております。

その辺の、どう見たってこの条文だけでは理解ができませんので、どう説明するかということについては非常にわかりづらい問題ですので、提案者の民生部長に、よくわかるように説明をお願いしたいと思います。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

おはようございます。それでは、お答えさせていただきます。

今回の改正による瑞浪市介護保険条例第2条第2項につきましては、介護保険料の軽減賦課を実施するための規定を追加するものでございます。

この軽減賦課につきましては、平成27年4月1日より、国におきまして低所得者に対して介護保険料の5%の軽減措置が実施される予定となっておりますが、実施するための介護保険法施行令がまだ公布されていないため、政令の公布を受けて軽減後の金額について規則で定めることを規定するものになりますので、よろしくお伺いいたします。

改正後の第2条第1項、第1号の保険料につきましては、先ほど議員が言われたとおり、2万9,400円と条例の本文でなっておりますが、この5%の軽減が実施されることによりまして、2万

6,500円となりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷隆男君）

よろしいですか。

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

今、明確に5%の軽減が行われるということと言われたわけですが、これが確かかどうかということが一つあるわけですが、部長がそう答弁されるんですから、これは確かに5%に軽減されるという、そういう理解をします。

そこで、5%軽減すると、2万6,500円になるということですので、今回、これを母体にして予算審議もするわけですが、予算審議はどうやってやるんですか。この額でやるのか、それとも条例どおりやるのか。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

平成27年度の当初予算につきましては、軽減5%が実施されることを前提として予算を編成しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、館林辰郎君の質疑を終わります。

これをもちまして、通告による質疑を終わります。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第10号については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第12、議第11号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第20、議第19号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてまでの9議案を一括議題といたします。

これより、本9議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第11号から議第19号までの9議案については、お手元に配付し

てあります審査付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第21、議第20号 北野辺地に係る総合整備計画の策定についてから、日程第24、議第23号 市道路線の認定についてまでの4議案を一括議題といたします。

これより、本4議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第20号から議第23号までの4議案については、お手元に配布してあります審査付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第25、議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）から、日程第30、議第30号 平成26年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）までの6議案を一括議題といたします。

これより、本6議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第25号から議第30号までの6議案については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第31、議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算を議題といたします。

これより、本議案について質疑を行います。

質疑の通告があります。

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

予算説明書の63ページにございますが、次の要旨でお尋ねいたします。

教育委員会事務局長に答弁をお願いいたします。

なぜこのような要旨でお願いしたかと申しますと、この予算書に掲載されるまで、こういうことが行われることを私は存じ上げませんでした。いつごろからこういう希望が出てきたかということも踏まえ、軽々に中学校の規格を小学校の規格に合わせるということは、大変な作業と予算が必要になるかと思うわけでございます。そのようなことをもちまして、また、陶中学校は南北に大変長い学校でありまして、これが果たして小学生の規格にふさわしいかということも踏まえて、以上の

この要旨に従いまして、質問をさせていただきます。

10款 教育費、3項 中学校費、3目 学校建設費のうち、陶中学校転用大規模改修事業に係る実施設計から移転までのスケジュールはどのようなかをお尋ねいたします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

皆さん、おはようございます。議員ご質問の10款 教育費、3項 中学校費、3目 学校建設費のうち、陶中学校転用大規模改修事業に係る実施設計から移転までのスケジュールはどのようなかについて、お答えさせていただきます。

現在、陶中学校を陶小学校として転用するため、児童が学ぶのにふさわしい環境を整えるため、検討を行っているところでございます。

具体的には、1つ目には、児童が安全安心に暮らせる環境、2つ目には、児童が活動しやすい環境に配慮するとともに、子どもの教育活動に直接携わる教師の意見に耳を傾けていきたいと考えております。

今後の予定ですけれども、平成26年度中に施設整備の課題の精査を行いまして、平成27年度には実施設計を行うこととしております。

そして、瑞浪南中学校が開校します平成28年度には、校舎等の改修工事を行い、平成29年度には陶小学校として使用が開始できるよう、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

小学校では水泳の授業が必須課題になっておるかと思うわけなんです、現在の陶中学校の敷地の中に新しく、小学生の規格に合わせたプールを建設される予定はどのようなですか。お尋ねします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

議員お尋ねのプールにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、平成27年度に校舎を含めますプール改修も含めて実施設計を行いまして、平成28年度工事改修に向けて、検討してまいりたいというふうに考えております。

○11番（大島正弘君）

いえ、現在のプールを改修されるのか。

○議長（熊谷隆男君）

ちょっと待ってください。

○11番（大島正弘君）

もう、できないんやね。

○議長（熊谷隆男君）

はい。

以上で、大島正弘君の質疑を終わります。

これをもちまして、通告による質疑を終わります。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第31号については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第32、議第32号 平成27年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

これより、本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第32号については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第33、議第33号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより、本議案について質疑を行います。

質疑の通告があります。

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

それでは、議第33号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算について、質問をいたします。

予算説明書の110ページのところで質問をいたします。

この110ページのところの歳入の中に、財政調整基金の繰入金があります。7,400万円であります。このことについて質問をしますけれども、ちょっと質問の語句の内容が悪いので訂正をさせていただきますけれども、もっと増額できるのではないかということになると、要求をしたことになりまして、質問ではないので訂正をさせていただきますけれども、この繰入金の内容についての状況につい

て質問をしますので、よろしくお願いいたします。

今回、財政調整基金からの繰り入れを入れて、予算が組まれました。予算書で見ると、保険料については、昨年よりも1億3,000万円ほど減額ということになってはいますが、現在、平成26年度の保険事業を精査してみますと、減額になるのではなく、むしろ上がるということになるのではないかというふうに私は見て、それならば、どこで財源を繰り出すかということについて注目したのが、この財政調整基金の現在の状況であります。

これが平成30年には国の方針によって、国保行政が県に移行するということがあります。あと3年間というこの事業が続くかどうか、まだはっきりしていませんけれども、そういうことが予想される中で、今回の7,400万円の基金の繰り入れというのは妥当かどうかということについて、質問をするわけですが、昨年度も基金の繰り入れをもって本算定で保険料を下げたという、そういう経過もありますので、今回の7,400万円というのは余りにも低いのではないかというふうに僕は見たわけですが、まず、基金の状況を今、財政基金がどれほど積み立てられているかということを知って、それがことし、どのように流用されて今後、あと3年間の見通しも含めて、ご答弁をお願いしたいと思います。

済みません。答弁は民生部長にお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、国民健康保険事業特別会計の財政調整基金について、お答えをさせていただきます。

まず、平成26年度末における国保会計の財政調整基金の残額につきましては、2億3,980万円ほどとなります。新年度予算におきましては、ここから7,400万円を繰り入れることとしておりますので、平成27年度末の残額は1億6,580万円ほどとなる予定となっております。

厚生労働省から示されております財政調整基金保有額に係る通知では、国民健康保険の基盤を安定、強化する観点から、基金の保有額につきましては、過去3年間における保険給付額等の年平均5%以上に相当する額を積み立てることとされております。

本市の保険給付額等から算定しました平成27年度における積立額は、1億6,400万円ほどとなります。

こうしたことから、平成27年度予算におきましては、国の示す保有額の基準額を下回らない範囲内で繰り出しを行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

よろしいですか。

○14番（館林辰郎君）

はい、わかりました。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、館林辰郎君の質疑を終わります。

これもちまして、通告による質疑を終わります。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第33号については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第34、議第34号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算から、日程第39号、議第39号 平成27年度瑞浪市水道事業会計予算までの6議案を一括議題といたします。

これより、本6議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第34号から議第39号までの6議案については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第40、発議第2号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

○議長（熊谷隆男君）

ここでお諮りします。

あす4日から16日までの13日間は、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、あす4日から16日までの13日間は本会議を休会といたします。

なお、休会中に各常任委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。

また、3月17日火曜日、午前9時から本会議を再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦勞様でございました。

午前9時34分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 熊 谷 隆 男

署 名 議 員 加 藤 輔 之

署 名 議 員 大 島 正 弘